

# 相談センター たより

平成 29 年 3 月 (第 78 号)  
NPO 法人いきいきライフ相談センター  
TEL 03-6754-0096  
[http://www.geocities.jp/jdf\\_ikiiki/](http://www.geocities.jp/jdf_ikiiki/)

## メインテーマ 年金受給に必要な資格期間が 29 年 8 月 1 日から 25 年から 10 年に短縮されます

### 《改正内容》 29 年 8 月 1 日から

納付した保険料に応じた給付を行い、将来の無年金者の発生を抑えていくという視点から、老齢基礎年金の受給資格期間を 10 年に短縮する。

受給資格期間とは下記を合計した期間。

- 国民年金の保険料を納めた期間や、免除された期間
- 厚生年金保険や共済組合等の加入期間
- 合算対象期間（カラ期間）

### 《対象となる年金》

老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職共済年金  
寡婦年金 **注：遺族年金、障害年金は変化なし**

### 《年金の額》

保険料を納付した期間に応じて決まります。

- (例 1) 国民年金の 1 号被保険者として 10 年間保険料を収めた場合 (S25.11.20 生まれ、67 歳)
- ・ 40 年間保険料を収めて満額の約 78 万円です。
  - ・ 10 年間の場合は 4 分の 1 の 19.5 万円 (月額 16,250 円)
- 従って、この人は 29 年 9 月から支給されます。

- (例 2) 会社に若いとき 10 年間務めた場合  
(S30.11.20 生まれ、61 歳、平均標準報酬月額が 20 万円)
- ・ 厚生年金額 =  $20 \text{ 万} \times 7.5 / 1000 \times 120 \text{ 月} = 18 \text{ 万円}$
  - ・ 基礎年金 = 19.5 万円
- 従って、この人は
- ・ 62 歳 (H29.12) から特別支給の厚生年金 18 万円が
  - ・ 65 歳 (H32.12) から老齢基礎年金 19.5 万円と厚生年金 18 万円、合計 37.5 万が支給されます。

### 《手続き》

- ・ 日本年金機構から「年金請求書 (短縮用)」が順次お手元に届く予定。
- ・ 「年金請求書 (短縮用)」が届いたら、年金事務所等で手続

注：すべての加入期間が国民年金第 1 号被保険者期間の方は、市区町村で手続

### 《どのぐらいの人が該当するのか》

古いデータですが、平成 19 年 (旧) 社会保険庁調べによると 65 歳以上の無年金者 (約 42 万人) の納付済み期間の分布は次の表から約 17 万名？

納付済期間	10 年未満	10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	計
割合	59%	19%	15%	6%	100%

### 《10 年未満の人はどうする？》

10 年未満の方は国民年金の下記制度を活用し、10 年をクリアしたり、年金額を増やすこともできます。

#### ◆任意加入制度

- ・ 60 歳から 70 歳まで
- ・ 65 歳から 70 歳までは資格期間が 10 年に満たない場合のみ

#### ◆後納制度

過去 5 年以内に国民年金保険料の納め忘れがある場合も、申込みにより、保険料を納めることができます (平成 30 年 9 月まで)。

#### ◆専業主婦 (主夫) の届出漏れの期間のお届け (特定期間該当届)

- ・ 過去に 2 年以上 3 号から 1 号への切替が遅れた

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納付できる期間は平成 30 年 3 月まで</li> </ul>
<p><b>新入会員の紹介</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 大橋義一郎 会員 <ul style="list-style-type: none"> <li>・陸 OB      ・世田谷区      ・明大大学院</li> <li>・産業カウンセラー、キャリア・コンサルタント、行政書士、権律師（僧侶階級）など</li> </ul> </li> <li>◇ 小坂一成 会員 <ul style="list-style-type: none"> <li>・23B      ・練馬区      ・援護協会勤務</li> <li>・産業カウンセラー、防災士、防災設備士、キャリアコンサルタント、ビジネス実務法務検定 3 級など</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ <b>セミナー事業</b> 28 年度は 9 回、浅見会員の健康管理を最後に終了した。</li> <li>◇ <b>隊友新聞への投稿</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小澤会員が 7 月から 3 月まで働く人のための労働法として計 9 回掲載した。</li> <li>・来年度は萩原会員が担当する。</li> </ul> </li> <li>◇ <b>入札</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2 月 27 日 陸自朝霞駐屯地で 29 年度業務管理教育の部外委託の入札があり、下記 5 課目に参加し全部を落札した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営管理の概要      ・人事労務概論</li> <li>・生産管理の概要      ・販売管理の概要</li> <li>・社会保険の基礎知識</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
<p><b>H28.7～H29.2 月までの活動</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ <b>第 3 回理事会</b> (H28.8..28) 講師報酬等について審議した。細部は 8 月 30 日のメールを参照。</li> <li>◇ <b>第 4 回理事会</b> (H28.12..15) の結果 <ul style="list-style-type: none"> <li>・29 年度の講師派遣事業の入札について審議</li> <li>・<b>総会は 5 月 14 日（日）1500～1630 の間援護協会会議室で実施することを決定。</b> 総会提示議案の議決のための理事会はメールで実施。</li> <li>・29 年度の隊友新聞は萩原会員が担当し、社会保険を掲載。</li> <li>・会計担当理事が総会で承認された場合、活動費として 6 万円/年を支払う。理事長活動費は 3 万円。理事が出張する場合、旅費の他、日当 1000 円を支給。</li> </ul> </li> <li>◇ <b>講師派遣事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・陸自朝霞：14 コースに SPI 及び OA の講師を派遣</li> <li>・海自田浦上級：1 コースに 6 名の講師を派遣 田浦中級：2 コースに 5 名の講師を派遣 下総中級：1 コースに 6 名の講師を派遣</li> <li>・空自府中：13 コースに「税制度」及び「社会保険制度及び労務管理」の講師を派遣</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2 月 27 日 陸自朝霞駐屯地で 29 年度業務管理教育の部外委託の入札があり、下記 5 課目に参加し全部を落札した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営管理の概要      ・人事労務概論</li> <li>・生産管理の概要      ・販売管理の概要</li> <li>・社会保険の基礎知識</li> </ul> </li> <li>担当理事は鶴見理事です。ご苦労様でした。</li> <li>○ 空自府中及び海自の入札も近々ある予定です。</li> <li>◇ <b>その他</b> 入札資格審査は 27 年度に行い 28 年 4 月 1 日付で資格を取得しましたが、28 年 6 月には <ul style="list-style-type: none"> <li>・理事長が萩原理事長から田尻理事長に交代、</li> <li>・事務所が府中から世田谷に移転</li> </ul> </li> <li>がありました。</li> <li>その為、資格審査結果通知書の理事長名と事務所の住所が違い、予期せぬ事務が増え、担当理事にはご苦労をお掛け致しました。</li> <li>今後も登記や税務関連でいろいろなことが予想されます。</li> </ul>